

## ○桐蔭横浜大学遺伝子組換え実験安全管理委員会規程

(平成 7 年 4 月 1 日制定)

最終改正：令和 7 年 5 月 19 日

### (目的)

第 1 条 この規程は、桐蔭横浜大学遺伝子組換え実験安全管理規則に基づき、桐蔭横浜大学遺伝子組換え実験安全管理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定める。

### (審議事項等)

第 2 条 委員会は、遺伝子組換え生物等の安全な取扱いに関する次に掲げる事項について審議、調査等を行うとともに、これらの事項に関し指導、助言又は勧告を行う。

- (1) 遺伝子組換え実験等の計画に関すること。
- (2) 遺伝子組換え実験施設の設置等に関すること。
- (3) 教育訓練及び健康管理に関すること。
- (4) 事故発生の際の必要な処置及び改善策に関すること。
- (5) その他遺伝子組換え生物等の安全な取扱いに関する必要な事項

2 委員会は、遺伝子組換え実験等安全主任者（以下「安全主任者」という。）及び実験管理者に対し必要な報告を求めることができる。

### (組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 安全主任者
- (2) 自然科学者（安全主任者を除く。） 6 名
- (3) 人文又は社会学者 1 名
- (4) 医学又は公衆衛生学の専門家 1 名
- (5) その他学長が必要と認める者

### (任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

### (委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、安全主任者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

### (事務)

第 6 条 委員会の事務は、総務部研究推進課において処理する。

## 附 則

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この規則は、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 5 月 19 日から施行する。